

滋賀県立大学 特任職員（ハラスメント専門相談員）募集要項

1. 募集人員：1名

2. 応募資格：[必須条件]次の全ての条件を満たす者

（1）ハラスメントや人権等に関する相談業務に従事した経験が3年以上ある者、または、これと同等とみなし得る経験を有する者

[望ましい条件]

（1）公認心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、認定心理士、ハラスメント防止コンサルタント、認定ハラスメント相談員等の資格を有する者

（2）パソコンを用いた業務の実務経験を有する者（Word, Excel, Power Pointでの文書作成、相談記録の作成、データ管理および資料作成等）

3. 業務内容：①ハラスメントに関する相談業務

- ・本学教職員・学生およびその他構成員、関係者からのハラスメント相談
- ・ハラスメント相談に係わる当事者および関係者との調整

②ハラスメント相談員に対する指導・助言

③ハラスメントに関する教職員・学生への学内研修および啓発活動に必要な企画・立案への支援

④全学的なハラスメント対策に関する企画立案への支援

⑤その他、ハラスメント防止に必要な業務への支援

（変更の範囲：大学の定める業務）

4. 年齢：不問

5. 雇用期間：令和8年4月1日から6月1日までのできるだけ早い日～令和9年3月31日
(※最長5年間)

6. 勤務時間：月16日勤務の8時30分～17時15分

(※12時00分～13時00分は休憩)

7. 月所定労働日数：月16日

8. 休日：月16日の範囲内で個別に指定された勤務日以外を休日とする

9. 休暇：年次有給休暇、特別休暇等

10. 給与等：月額243,200円、別途期末手当・勤勉手当および滋賀県立大学の支給基準による通勤手当等有り（令和8年度）

11. 加入保険：公立学校共済組合（短期給付・長期給付）、雇用保険、労災保険に加入

12. 勤務場所：滋賀県立大学（変更の範囲：法人の定める場所（在宅勤務を行う場合を含む））

13. その他勤務条件：公立大学法人滋賀県立大学特任職員就業規則に定めるところによる

14. 提出書類：(1)履歴書

本学指定の様式を使用すること。

(2)小論文「ハラスマント相談業務を行うに当たって留意していること」(自己PRを含め、過去に扱った相談事例などに触れながらA4用紙横書き2枚以内で記載すること。形式自由。)

(3)資格の証明書の写し(※資格を有している場合)

15. 書類提出方法：特定記録、簡易書留、レターパック等の配達記録郵便での郵送(持参、ファックス、メール等は不可)

16. 書類提出締切日：令和8年2月27日(金曜日)17時必着

17. 書類提出先：〒522-8533 彦根市八坂町2500番地 滋賀県立大学事務局総務課
TEL：0749-28-8205

18. 選考方法：面接選考

日時：令和8年3月8日(日曜日)9時30分から

場所：A0棟3階